消防本部

消防署

瀬戸市液化石油ガス等の保安に関する事務処理規程(平成13年瀬戸市 消防本部訓令第5号)の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月27日

瀬戸市消防長 勝 股 淳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保 第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法 律第149号。以下「液化石油ガス法」という 。)、高圧ガス保安法(昭和26年法律第20 4号)及び消防法(昭和23年法律第186号)の規定による液化石油ガス等に係る事務処理 について必要な事項を定めるものとする。

(事務処理の区分)

- 第2条 消防長が行う事務を次のとおり定める。
 - (1) 液化石油ガス法第36条第2項及び液化石 油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す る法律施行規則(平成9年通商産業省令第1 1号)第56条第2項に規定する意見書(以 下「意見書」という。) の交付
 - (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正 化に関する法律施行令(昭和43年政令第1 4号) 第11条及び高圧ガス保安法第74条 第1項の規定による都道府県知事(以下「知 事」という。)からの通報の処理

及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法 律第149号。以下「液化石油ガス法」という 。) 及び高圧ガス保安法(昭和26年法律第2 04号)並びに消防法(昭和23年法律第18 6号)の規定による液化石油ガス等に係る事務 処理について必要な事項を定めるものとする。

(事務処理の区分)

- 第2条 消防長が行う事務を次のとおり定める。
 - (1) 液化石油ガス法第36条第2項及び液化石 油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す る法律施行規則(平成9年通商産業省令第1 1号) 第56条第2項に定める意見書の作成
 - (2) 液化石油ガス法第87条第1項の規定によ る経済産業大臣又は都道府県知事(以下「知 事等」という。)からの通報及び高圧ガス保 安法第74条第1項の規定による都道府県知 事からの通報の処理

(3) <省略>

(意見書の交付)

- 第3条 消防長は、液化石油ガス販売事業者から 第3条 消防長は、意見書交付申請書を受理した 意見書の交付について申請があったときは、意 ときは、意見書交付簿に必要事項を記入のう 見書交付簿に必要事項を記入のうえ、速やかに え、当該計画の審査及び現地の調査を行う。 当該申請に係る液化石油ガスの貯蔵施設又は特 定供給設備(以下この条において「貯蔵施設 等」という。)の設置計画の審査及び現地の調 査に着手しなければならない。
- 項について行うものとする。
 - (1) <u>貯蔵施設等の位置、構造及び設</u>備並びに液 (1) 位置、構造、設備及び貯蔵の方法に関する 化石油ガスの貯蔵又は供給の方法に関する事 項
 - (2) 消防の用に供する設備に関する事項
 - (3) <省略>
 - (4) 防火管理その他火災予防上必要な事項
 - (5) その他公共の安全の維持又は災害の防止上 必要な事項
- が終了したときは、意見書を作成し、意見書交 付簿に必要事項を記入のうえ、当該意見書を遅しなく申請者に交付しなければならない。 滞なく申請者に交付しなければならない。

(通報の処理)

- (以下「通報」という。) を受理したときは、 活動上の問題点について意見を求めることがで見を求めることができる。 きる。
- 2 消防長は、通報を受理した場合において、必2 消防長は、前項の通報を受理したときは、当 要と認めるときは、当該通報に係る液化石油ガ スの貯蔵施設、特定供給設備又は充填設備(以 下「貯蔵施設等」という。) 並びに高圧ガスの 製造のための施設若しくは貯蔵所又は特定高圧

(3) <省略>

(意見書の交付)

- 2 前項の審査及び現地の調査は、次に掲げる事 2 前項の規定による計画の審査及び現地の調査 は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 事項
 - (2) 消防用設備に関する事項
 - (3) <省略>
 - (4) 防火管理に関する事項
 - (5) その他公共の安全の維持又は災害の防火上 必要な事項
- 第4条 消防長は、前条に規定する審査及び調査 第4条 意見書が作成されたときは、意見書交付 簿に必要事項を記入のうえ、当該意見書を遅滞

(通報の処理)

- 第5条 消防長は、第2条第2号に規定する通報 第5条 消防長は、第2条第2号に定める通報を 受理したときは、消防署長にその情報を提供を 消防署長にその情報を提供するとともに、消防! するとともに、消防活動上の問題点について意
 - 該通報に係る関係施設の立入検査を行い、貯蔵 施設等が完成され、又は不備事項が是正される までの間、随時中間指導を行うものとする。

ガスの消費のための施設の立入検査を行うもの <u>とする。</u>

(必要な措置の要請等)

第6条 消防長は、液化石油ガス販売事業者の貯第6条 消防長は、液化石油ガス販売事業者の貯 油ガス法第16条第1項、第16条の2第1 項、第37条若しくは第37条の4第2項に定 める技術上の基準又は同法第16条第2項で定 める基準若しくは同法第37条の5第2項で定 める技術上の基準に適合していない場合におい て、火災その他の災害の予防のため特に必要が あると認めるときは、知事に対し必要な措置を とるべきことを要請するものとする。

(政令で定める物質の届出の処理)

第7条 消防長は、消防法第9条の3の規定によ|第8条 消防長は、消防法第9条の2の規定によ る届出を受理したときは、当該届出に係る関係 施設の立入検査を行い、その実態を確認すると ともに、災害の予防について必要な指導に努め なければならない。

(施設台帳)

第8条 <省略>

(事故報告)

第9条 <省略>

(諸書類の様式)

第10条 <省略>

(委任)

(基準不適合の報告)

蔵施設等又は販売若しくは充填の方法が液化石 蔵施設等が液化石油ガス法第16条及び第16 条の2に定める技術上の基準に適合していない 場合は、知事等に対し必要な措置をとるべきこ とを要請することができる。

(基準についての意見の申出)

第7条 消防長は、貯蔵施設の技術上の基準、販 売の方法の基準、供給設備(経済産業省令で定 める供給設備を含む。)の技術上の基準、消費 設備の技術上の基準、充てん設備の技術上の基 準又は充てん作業の技術上の基準の改善につい て、消防庁長官に意見を申し出ることができ る。_

(政令で定める物質の届出の処理)

る届出を受理したときは、当該届出に係る関係 施設の立入検査を行い、その実態を確認すると ともに、災害の予防について必要な指導に努め なければならない。

(施設台帳)

第9条 <省略>

(事故報告)

第10条 <省略>

(諸書類の様式)

第11条 <省略>

(委任)

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。